

# 農業者の皆様へ

令和8年4月から農業用機械や施設関係補助事業の要件などが一部変更になります。

## 変更のある補助事業等

### (1) 土地利用型農業生産施設等整備事業補助金

トラクター、コンバイン等、土地利用型農業機械の導入支援事業です。

### (2) 生分解性マルチ・多年張被覆資材導入支援事業補助金

露地野菜に使用する生分解性マルチ、パイプハウスに使用する多年張被覆資材の支援事業です。

### (3) 園芸作物生産施設等整備事業補助金

園芸・露地野菜に使用する機械等の支援事業です。



**(4) 令和8年度から年度当初に  
要望調査票を提出してください。**



## 主な変更内容

### (1) 土地利用型農業生産施設等整備事業補助金

変更点① 農業者団体に対する補助上限額が500万円になりました。

変更点② 同一組織が再度申請する場合、経理の一元化、前回申請時の目標達成が必須となります。

変更点③ 国事業の採択要件等を満たす場合は、国事業の活用が優先となります。

変更点④ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（※1）の提出が必須となります。

（※1）補助事業において、チェックシート方式で最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化するものです。これにより、事業を実施する際に新たな環境負荷が生じないようにし、各補助事業等の目的と環境負荷低減を両立することを目的としています。

変更点⑤ 今後、組織化に向け規模拡大する個人農業者（※2）に対し、支援を拡大します。

補助率 3 / 10， 上限額 300万円

（※2）申請時において、経営面積30ヘクタールを集積している農業者が対象となります。

## (2) 生分解性マルチ・多年張被覆資材導入支援事業補助金

変更点 補助率が3／10，上限額20万円に変更となります。

## (3) 園芸作物生産施設等整備事業補助金

変更点 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート  
の提出が必須となります。

## (4) 補助事業活用に係る要望調査の実施

変更点 令和8年度からは，当該年度中に補助事業を活用した  
いは，年度当初（4月）に要望調査票を提出して  
いただくことになりました。

対象事業

(1) 土地利用型農業生産施設等整備事業補助金

(2) 生分解性マルチ・多年張被覆資材導入支援事業補助金

(3) 園芸作物生産施設等整備事業補助金

上記(1)～(3)の補助事業について，令和8年度中  
の活用を計画している方は，

**令和8年4月30日（木）**までに郵送，FAX，  
メール等にて要望調査票を必ず提出してください。

※メールの場合はタイトルを「宇都宮市要望調査」としてください。

### < 注意点！ >

要望調査の結果，予算額を超えた場合は，補  
助金が満額の交付にならない場合もありますの  
で，ご了承ください。

【問合せ先】

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 経済部農林生産流通課生産振興グループ  
電話：632-2457, 632-2466 FAX：639-0618 e-mail：u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

# 令和8年度要望調査票

- (1)土地利用型農業生産施設等整備事業  
(2)生分解性マルチ・多年張被覆資材導入支援事業  
(3)園芸作物生産施設等整備事業

氏名

連絡先

住所

希望する補助事業に

土地利用型農業 生分解性マルチ・多年張 園芸作物

該当するものに

認定農業者 認定新規就農者 農業者団体・法人

## 《記載例》

導入機械・設備・資材の種類	作物名	導入数量	事業費(税込) ※現在の見込額	導入時期
コンバイン(メーカー, 型式) ※機械の場合はメーカー, 型式記載	水稻	1台	12,000,000円	12月
パイプハウス	いちご	3棟	30,000,000円	9月
生分解性マルチ	かんしょ	20本	200,000円	5月

導入機械・設備・資材の種類	作物名	導入数量	事業費(税込) ※現在の見込額	導入時期

生分解性マルチ・多年張 被覆資材の購入先	JA ・ JA以外 (いずれかに○をつけてください。)
-------------------------	--------------------------------

## 【問合先】

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 経済部農林生産流通課生産振興グループ  
電話: 632-2457, 632-2466 FAX: 639-0618 e-mail: u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

## 土地利用型農業生産施設等整備事業

(トラクター、コンバイン等の導入支援) 主なもの

### 1. 地域営農促進タイプ

対象者：経営規模を拡大する農業者で組織する団体等

補助額：事業費の3/10以内 上限額：500万円

主な要件

- (1) 5年以内に地域の水田の60%を集積または、38ha以上を集約する計画を持っていること
- (2) 5年以内に組織の経理を一元化する計画を持っていること

### 2. 新規就農促進タイプ

対象者：土地利用型農業の新規就農者(親元就農者含む)

補助額：事業費の1/2以内 上限額：300万円(1回限り)

### 3. 組織化促進タイプ(大規模個人農業者)

対象者：既に市内において経営面積30haを集積している認定農業者等

補助額：事業費の3/10以内 上限額：300万円(1回限り)

主な要件 次に掲げる計画を持ち、その実現に向けて確実に取り組むこと。

- ・5年以内に概ね3割程度経営面積を拡大させる計画
- ・5年以内に農業従事者3人以上の組織化を行う計画

### 4. 営農支援システムと連携して使用できる農業機械導入(1, 2, 3に上乗せ補助)

対象者：上記1, 2, 3の対象者

補助額：通常の機械導入にかかる費用との差額分に対し事業費の1/2以内

上限額：1の対象者は350万円, 2, 3の対象者は450万円

※上限は本体部分への補助と上乗せ補助の合計

## 生分解性マルチ・多年張被覆資材導入支援事業補助金

対象者：生分解性マルチ(認定農業者, 認定新規就農者)

多年張被覆資材(認定新規就農者)

補助率：購入費3/10以内 上限額20万円

## 園芸作物生産施設等整備事業

(パイプハウスや園芸用作業機械等の導入支援) 主なもの

### 1. 園芸用パイプハウス, 作業機械導入支援

認定農業者：補助率 3/10以内 上限額：100万円

認定新規就農者：補助率 1/2 以内 上限額：300万円

### 2. 園芸作物生産性向上事業

対象者：認定農業者, 認定新規就農者 補助率 3/10以内

### 3. 園芸用省エネ設備等導入支援事業

対象者：認定農業者, 認定新規就農者

補助率：3/10以内 上限額：100万円

主な要件：加温施設の燃油使用量が10%以上削減される取組みであること